

亀山市告示第40号

亀山市放置自転車等の適正な移動等に関する要綱（平成26年亀山市告示第137号）第5条第3項の規定により放置自転車等を保管したので、同告示第6条第1項の規定により、次のとおり告示する。

なお、当該放置自転車等の利用者等は、亀山市産業建設部用地管理課に申し出ること。

令和元年7月10日

亀山市長 櫻井 義之

第1

- 1 放置自転車等の型式 自転車（不明）
- 2 車体番号 K8K02927
- 3 保管場所 亀山市野村町37番地3 土木資材倉庫
- 4 保管期間 令和元年7月8日から同年10月31日まで
- 5 保管期間を経過した場合には、処分を行う。
- 6 その他の事項
 - (1) 色 銀
 - (2) 防犯登録 三重県警察 09-H-10942

第2

- 1 放置自転車等の型式 自転車（不明）
- 2 車体番号 K61X03004
- 3 保管場所 亀山市野村町37番地3 土木資材倉庫
- 4 保管期間 令和元年7月8日から同年10月31日まで
- 5 保管期間を経過した場合には、処分を行う。
- 6 その他の事項
 - (1) 色 銀
 - (2) 防犯登録 三重県警察 09-H-16693

第 3

- 1 放置自転車等の型式 自転車（不明）
- 2 車体番号 不明
- 3 保管場所 亀山市野村町 3 7 番地 3 土木資材倉庫
- 4 保管期間 令和元年 7 月 8 日から同年 1 0 月 3 1 日まで
- 5 保管期間を経過した場合においては、処分を行う。
- 6 その他の事項
 - (1) 色 青
 - (2) 防犯登録 三重県警察 1 0 - K - 0 1 5 9 9

第 4

- 1 放置自転車等の型式 自転車（不明）
- 2 車体番号 S V K 0 4 7 6 2 3
- 3 保管場所 亀山市野村町 3 7 番地 3 土木資材倉庫
- 4 保管期間 令和元年 7 月 8 日から同年 1 0 月 3 1 日まで
- 5 保管期間を経過した場合においては、処分を行う。
- 6 その他の事項
 - (1) 色 赤
 - (2) 防犯登録 三重県警察 0 8 - H - 5 8 8 9 1

第 5

- 1 放置自転車等の型式 自転車（不明）
- 2 車体番号 J H 4 J 0 6 2 6 4
- 3 保管場所 亀山市野村町 3 7 番地 3 土木資材倉庫
- 4 保管期間 令和元年 7 月 8 日から同年 1 0 月 3 1 日まで
- 5 保管期間を経過した場合においては、処分を行う。
- 6 その他の事項
 - (1) 色 黒
 - (2) 防犯登録 三重県警察 0 6 - K - 2 1 2 1 3